

与論町新しい観光スタイル転換支援事業（宿泊事業者支援事業）補助金募集要項

【事業の目的及び概要】

与論町内宿泊事業者が新型コロナウイルス収束後の新しい観光スタイルに対応した形への転換のための大規模なインターネット通信環境整備や施設改修等の実施に要する費用の一部を助成する。

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）であること。
- (2) 与論町内で営業している宿泊施設であること。

【補助対象事業】

補助金の交付を受けることができる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ワークーション対応を前提とした大規模なインターネット通信環境整備
- (2) ワークーション、長期滞在、インバウンド等の観光に対応するための施設改修
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

※消費税の課税事業者のうち原則課税方式を選択している者については、消費税相当額を控除した金額（消費税抜き額）を対象経費とする。

※物品・工事等の購入・発注は、可能な限り、与論町内で行うこと。

【補助対象経費】

補助対象経費は、次の各号に掲げる費用のうち、令和3年3月30日以降に購入又は工事を開始したもので、令和3年12月31日までに支払いが完了したものの。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 工事費 | (5) 委託費 |
| (2) 通信整備費 | (6) 手数料 |
| (3) 原材料費 | (7) 賃借料 |
| (4) 備品購入費 | (8) その他町長が特に必要と認める費用 |

【補助率及び上限額】

補助率：4/5以内（ただし、申請する補助金額は1,000円未満を切り捨てること）

上限額：1事業所あたり200万円以内（ただし、事業費の総額が50万円未満は対象外です）

※申請者多数の場合は予算の範囲内において補助率・上限額が変動することがあります。

【事業対象期間】

令和3年3月30日～令和3年12月31日

※ただし、期間内に完了できない場合は事前に商工観光課まで申し出ること。

補助金申請書提出締切：令和3年5月14日（金）

【申請の方法・手順及び提出書類】

別紙「補助金申請の流れ」のとおり

【お問い合わせ・提出先】

与論町役場商工観光課

[Tel:0997-97-4902](tel:0997-97-4902) FAX:0997-97-4196

Mail:yoroncho@po.minc.ne.jp